



微圧校正器マイクロキャル レンタル  
見積依頼 兼 申込み書

株式会社サヤマトレーディング 宛て

e-mail : sales-team@sayama.com  
Tel 03-3903-2181 Fax 03-3903-0123

\*見積依頼はご印鑑不要です。

ご依頼日	年 月 日			
貴社名	(印)			
貴社ご住所				
貴社情報	所属部署			
	担当者			
	電話番号			
	FAX番号			
	メールアドレス			
ご希望のレンジ	<input type="checkbox"/> 0~100Pa	<input type="checkbox"/> 0~±100Pa	<input type="checkbox"/> 0~500Pa	<input type="checkbox"/> 0~±500Pa
	<input type="checkbox"/> 0~±1000Pa			
付属書類	<input checked="" type="checkbox"/> マスターとの比較検査成績書 <input checked="" type="checkbox"/> マスターの校正証明書			
レンタル期間	<input type="checkbox"/> 5日	<input type="checkbox"/> 7日	<input type="checkbox"/> 14日	<input type="checkbox"/> 21日
	<input type="checkbox"/> 30日	(開始=製品到着日、終了=製品サヤマ返却日)		
ご希望の使用開始日				
使用場所 (動産保険を掛けますので詳細を記入下さい。)	〒 (選択/階を入力: ①鉄筋コンクリート造り 階、 ②木造造り 階)			
使用場所のご担当者	担当者			
	電話番号			
	メールアドレス			
製品の送付先 (使用場所と同じ場合は記入不要)	〒	TEL		
その他ご要望				

- レンタルの状況により、ご希望に添えない場合がございます。ご発注時に在庫の有無をお問い合わせください。
- 申込書の他に、ご注文書を別途ご発行して頂く必要があります。
- お申し込みいただく方と使用者及び使用場所(住所)が異なる場合、必ず使用場所ご担当者の情報を明記してください。

管理No. \_\_\_\_\_  
動産保険手続

社長	業務部長	経理	営業部長	担当者

# 微差圧校正器マイクロキャル レンタル始めました！！

## <こんなこと、ありませんか？>

- ・微差圧センサ・微差圧計の校正業務を決められた期間に行う必要がある
- ・現場校正のために、持ち運びできる微圧ポンプと圧力基準を使いたい
- ・校正器を所有したいけれど、費用対効果が。。

そんな現場の方々の声にお答えして、微差圧校正器マイクロキャルのレンタルがスタートしました！ バッテリー駆動だから使用場所を選びません。操作はすべてタッチパネルなので、現場での高精度の圧力発生/校正作業を手軽に行えます！

圧力レンジは 0~100Pa から 0~±1000Pa まで 5 種類を用意しており、対象の計器に合わせてレンタルいただけます。校正器としてはもちろん、持ち運び可能な高安定性の微圧ポンプとしてもお使いいただける便利な製品です。

## <主な機器仕様>

- ・差圧レンジ 0~100Pa / 0~±100Pa / 0~500Pa / 0~±500Pa / 0~±1000Pa (2レンジまでレンタル可能)
- ・対象機器の情報(レンジ、出力、精度、製造番号)を登録可能
- ・発生圧力、対象機器の出力、誤差を7インチの液晶画面に表示
- ・自動テストと合否判定機能で校正にかかる時間を大幅に短縮できる
- ・任意の圧力発生が可能
- ・様々なテスト条件を任意に設定できる
- ・バッテリー駆動 最大8時間
- ・加圧用ビニールチューブ及び出力取り出し用ワイヤ標準付属
- ・検査成績書、トレーサビリティ体系図(NIST)付属



## <価格表>


		レンタル日数/料金*				
		(円・税別・往復送料・成績書・トレサ込み)				
型式	レンジ	5日	7日	14日	21日	30日
MACL-100LD-N-N	0~100Pa	84,300	105,200	148,700	192,300	235,900
MACL-100LB-N-N	0~±100Pa	84,300	105,200	148,700	192,300	235,900
MACL-500LD-N-N	0~500Pa	84,300	105,200	148,700	192,300	235,900
MACL-500LB-N-N	0~±500Pa	84,300	105,200	148,700	192,300	235,900
MACL-10CLB-N-N	0~±1000Pa	84,300	105,200	148,700	192,300	235,900
2レンジの場合		106,400	131,600	182,100	232,600	283,100

\* (開始=製品到着日、終了=製品サヤマ返却日)

不確かさ		一般仕様	
圧力	読み値±0.2% ±0.028%FS	使用温度	10~35℃
電圧	読み値±0.015% ±0.002V	保管温度	0~71℃
電流	読み値±0.015% ±0.002mA	電源	24VDC (110/220V 電源アダプター付き)
その他		バッテリー	Li-ion 6.75AH、充電時間:<3 時間
圧力単位	20種類から選択可能	寸法	47.2×37.4×18cm
推奨ウォームアップ	20分	重量	約 8.2~10kg
圧力接続	差込クイックコネクタ		
通信	RS232		
表示	7インチ タッチスクリーン		
電気接続	パナプラグ		

### <セット内容>



	 <p>セトラシステムズ社日本総代理店          株式会社 サヤマトレーディング          〒114-0001 東京都北区東十条 6-10-12          TEL:(03)3903-2181 FAX:(03)3903-0123          sales-team@sayama.com <a href="http://www.sayama.com/">http://www.sayama.com/</a></p>
--	--

## レンタル約款

このたびは、株式会社サヤマトレーディングのレンタル物件をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

お客様（以下、甲という）は株式会社サヤマトレーディング（以下、乙という）のレンタル物件のご利用に際し、下記約款事項についてご了承いただくものといたします。

### <約款条項>

#### 第1条（総則）

本レンタル約款は甲と乙との間の賃貸借契約（以下、レンタル契約という）について、別に契約書類または取り決め等による特約がないときは、以下の条文の規定を適用する。

#### 第2条（物件）

乙は甲に対し、甲が発行する「レンタル申込書」に記載したレンタル物件（以下、物件という）を賃貸し、甲はこれを賃借する。

#### 第3条（レンタル期間）

1. レンタルの開始は、乙の指定倉庫で甲が引き渡しを受けた日、または、甲の指定場所で引き渡しを受けた日とする。
2. レンタルの終了は、乙の指定する場所へ返還した日をレンタル終了日とする。

#### 第4条（料金）

1. 乙は甲に対し、レンタル料金表に基づき明細を明らかにし、甲はこれをレンタル開始日までに乙に現金振込みで支払うものとする。
2. レンタル料金は、最短契約日数を5日とし、以降は7日、14日、21日、30日のいずれかを適用する。
3. 前項にかかわらず、乙が事前に承諾し、「見積書」に記載した場合には、別に定める支払い条件に従うことができる。

#### 第5条（物件の引渡し）

1. 乙は甲に対し、物件を乙の指定倉庫において引渡しすることを原則とする。ただし、甲の希望により、日本国内の指定場所までの運送手配を乙が承諾した場合には、乙が行なう。物件の引渡しに要する運送費等の諸費用は乙の負担とし、この場合、運送中の事故により、物件がレンタル開始指定日までに指定場所に到達しなかったときは、これから発生する一切の損害につき乙は責任を負わない。
2. 甲は乙から物件の引き渡しを受け次第、直ちに検査点検を行うものとし、物件の引渡し日より2日以内（乙の営業日）に甲より乙に連絡通知がない場合には物件が明細書の通り納入され、かつ、正常な性能を備えているとみなし、正規に甲に引渡しが行われたこととする。

#### 第6条（担保責任）

乙は甲に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しない。

#### 第7条（担保責任の範囲）

1. 物件の引き渡し後、甲の責任によらない事由により、物件が正常に作動しない場合、乙は物件を修理し、または交換するものとする。
2. 前項の物件の修理又は交換に長期間を要すると判断された場合には、乙はレンタル契約を解除できるものとする。
3. 乙は前項に定める以外の責任を負わない。

#### 第8条（物件の使用、保管義務）

1. 甲は物件を使用保管するにあたり、取扱説明書などの記載事項およびその指示事項を遵守し、善良な管理者の注意をもって使用、保管を行い、これらに要する消耗品及び費用を負担する。甲は物件をその本来の使用目的以外に使用しない。
2. 甲は物件の譲渡、質入れ、転貸及び改造をしない。また甲は物件を分解、修理、調整、貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去したり、汚染しない。
3. 甲が物件を保管場所（レンタル申込書の申込住所、使用場所および届け先住所）以外に移動する場合には、乙の「レンタル内容変更書」による事前の承諾を必要とする。
4. 甲の同意する乙の代理人は、いつでも物件をその使用場所又は保管場所で点検できる。
5. 物件自体及びその設置、保管、使用によって第三者が損害をこうむった場合には甲がこれを賠償する。

#### 第9条（物件の使用保管義務違反）

物件が甲の責任による事由に基づき滅失、損傷した場合、又は甲が乙の物件に対する所有権を侵害した場合は、甲は乙に対して、滅失した物件の再購入代金、損傷した物件の修理代金又は所有権の侵害によって乙が被った一切の損害額を弁済する。

#### 第10条（物件の保険）

1. 乙は物件に対し、動産総合保険を付保する。
2. 物件に保険事故が生じた場合には、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙の保険金受領手続きに協力し、必要な一切の書類を遅滞なく交付する。
3. 甲が前項の義務を履行した場合には、甲が乙に賠償しなければならない第9条の金額について、乙が受領した保険金の限度でその義務が免除される。ただし、甲が前項の通知義務、協力義務を怠り、又はレンタル物件の滅失損壊について故意または重過失がある場合は、この限りではない。

#### 第11条（レンタル期間の短縮）

レンタル期間の短縮は、レンタル期間の終了日前に乙の承諾がない限りできない。また、短縮を承諾した場合、乙はレンタル期間の短縮による返金を行わない。

#### 第12条（レンタル期間の延長）

1. レンタル期間の延長は、レンタル期間の終了日前に乙の承諾がない限りできない。乙は支障の無い限り、「レンタル内容変更書」により申し出を承諾する。
2. 前項により延長された期間を更に延長するときにも前項の規定によるものとし、以降繰り返して延長するときも同様とする。

#### 第13条（契約の成立、解約）

甲が乙に「レンタル申込書」を送付し、これに対して乙が甲に申込の確認を通知した時をもってレンタル契約は成立したものとする。甲はレンタル開始日の3日前より直前までは、「レンタル見積書」に記載のレンタル料金の1割相当の解約料金を乙に支払って解約することができる。

#### 第14条（即時解除等）

1. 甲が次の各号の一つにでも該当するときは、乙は甲に対して通知又は催告をしないでレンタル契約を解除することができる。
  - 1) レンタル料の支払いを1回でも遅滞したとき。
  - 2) レンタル契約の条項の一つにでも違反したとき。
  - 3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、または整理、民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき。
  - 4) 営業の廃止、解散の決議をし、又は業務停止の処分を受けたとき。
  - 5) 乙が甲の代表者と連絡がとれなくなったとき。
  - 6) 甲が住所を日本国外に移転しようとしたとき。
2. 前項によりレンタル契約が解除された場合、この解除により乙に損害が発生したか否かに拘わらず、乙は甲に対し、最短契約日数の相当額の支払いを違約金として請求することができる。
3. 乙によって第1項および第2項の処置がとられた場合でも、レンタル契約に基づくその他の甲の義務（第1項の解除により乙に生じた損害の賠償義務を含む。）は何ら免除されない。
4. レンタル契約に基づく甲の義務の不履行に関する一切の費用は、甲の負担とする。

#### 第15条（本物件の返還）

1. レンタル期間の満了、契約の解除、解約、その他の事由によってこの契約が終了したときは、甲は直ちに本物件を乙に返還する。万一返還を遅滞した場合は、甲は本物件の返還完了まで第4条のレンタル料相当額を損害金として乙に支払い、かつ本契約に定められたすべての義務を履行する。
2. 本物件返還時に、本物件が損傷等により、原状と異なるときは、甲はその修理もしくは復旧費用を負担する。
3. 甲は本物件を返還する際は、乙の費用負担において、本物件を乙の指定する場所に引渡すこととする。
4. 甲が本物件を直ちに返還しない場合は、乙は本物件をその保管場所に立ち入って回収することができる。この場合、乙が本物件の返還を得るため必要な処置をとったときは、甲は乙の当該作業に要した一切の費用（撤去費用、運送費用、訴訟費用、弁護士費用等を含む）を負担する。

#### 第16条（物件の電子的情報（以下、データという）の消去）

1. 甲が物件使用中に記録したデータは、甲の責任と費用負担によりそのデータを消去し乙に返還する。万一、甲が記録したデータが第三者に漏えいしたとしても乙は一切の責任を負わないものとする。
2. 甲より乙に返還された物件において、前項の処置が行われずに物件内部に記録されているいかなるデータについても、甲は乙に対し、返還、修復、削除、賠償などの請求をしないものとする。

#### 第17条（遅延利息）

甲がレンタル契約に基づく債務の履行を遅滞したとき、甲は乙に対し、支払うべき金額に対し、支払済みに至るまでの間、年率14.6パーセントの割合による遅延利息を支払う。

第18条（ソフトウェアの複製等の禁止）

甲は物件の一部を構成するソフトウェアがある場合、それらソフトウェアに関して次の行為を行うことはできない。

1. 有償、無償にかかわらずソフトウェアを第三者へ譲渡し、又は使用権設定を行うこと。
2. ソフトウェアを複製すること。
3. ソフトウェアを変更し、又は改作すること。

第19条（通知・報告義務）

1. 甲に第16条第1項各号のいずれかの事由が発生したとき、又は甲の住所、商号、代表者に変更があるときは、甲は直ちにその旨を乙に書面での通知をしなければならない。

2. 乙から請求のあったときは、甲はいつでもその物件の設置、保管、使用の状況について乙に報告しなければならない。

第20条（合意管轄）

レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第21条（特約条項）

本約款に定めていない事項は、お互い協議する。